

金融新時代への対応と会計の活用

税理士法人 土屋会計事務所
代表社員・税理士 土屋 進

1. 事業性評価委に基づく融資等の促進

金融庁では、金融機関に対し、事業者の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行なうよう促しています。

事業性評価とは、金融機関が、現時点での財務データや、担保・保証にとらわれず、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業の内容や成長可能性などを適切に評価することと言えます。金融機関が目利き能力を発揮して、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援することは、金融機関の果たすべき基本的な役割です。

金融庁では、こうした役割をしっかりと果たすよう、事業性評価に基づく融資等を促しています。

そこで、経営者保証に関するルールを明確化するため「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

- ① 法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている。
- ② 法人のみの資産・収益力で借金返済が可能と判断し得る
- ③ 法人から適時適切に財務情報が提供されている

といった経営状況が認められる場合に、金融機関は、経営者保証を求めないことや、既存の保証契約を解除などを検討することになっています。

2. 金融機関が望む会社とは？

金融機関は、会社の経営力や収益力を把握して、事業資金を融資したいと考えています。では、金融機関はどのようにして、企業の経営力や収益力を把握するのでしょうか。それは「決算書」に表れます。

「信頼性のある決算書」を作成し、自社の業績を経営者自らが報告することができます。将来の計画をしっかりと説明できる経営者が信頼されます。

つまり、現在の業績が悪くても「信頼性ある決算書」を作成し、会社の方針、将来の事業計画をしっかりと説明できる経営者となることです。

3. 会計を活用して経営の諸問題を解決する。

- ① 資金繰り…お金の動きが明確になり、利益が出ているのにお金が減る原因を解明し、先手を打って具体的な対策が打てるようになる。
- ② 赤字になる…売上が増加しても赤字になってしまう。売上げを伸ばすことが会社の本来の目的ではなく利益を増やすことが目的です。どこに手を打てば利益が増えるかを見出すことができる。
- ③ 会社を導く羅針盤…会社の課題を見つけ、経営目標を全社員で共有し、その目標達成に向かって会社が一体となって取り組むことができます。そして実績と目標を比較検討し、次の対策をを決め実行し、また比較検討していくことで会社は一步步成長していきます。

4. 会計を活用して上記の課題を解決し、「信頼性ある決算書」を作成する道具

- ① 自計化…よりタイムリーな財務情報を取得するためには、パソコンによる会計ソフトを使った自計化が必要不可欠です。
- ② 月次決算書(貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書)
・毎月、月次決算をし、翌月の10日位までに前月の試算表を作成できるようにする。

- ・どうすれば利益が出るか全社員が理解するための資料
 - ・キャッシュ(現金)を残すための経営を経営者が理解するための資料
- ③ 経営計画書の策定
- ・事業目的、利益目標を社員と共有するため
 - ・それを実現するための経営方針を具体的に立てる。

5. 金融機関のFintecサービス

現在、種々の取引は銀行口座による取引、インターネットによる取引等によっています。

金融機関ではFinTech(フィンテック)サービスというものがはじまりました。金融(Financeファイナンス)と技術(Technologyテクノロジー)を掛け合わせた造語です。

ITを活用した革新的な金融サービスで、下記のようなことができるようになります。

- ・個人財産管理・家計簿…銀行口座などの収入・支出をスマートフォンで一元管理
- ・新規融資先の選定…電子商取引の決済情報、企業の会計情報、SNS情報などを基に与信を行い、企業に融資するサービス
- ・スマート決済…スマートフォンなどのイヤホンジャックに専用端末を挿入することで、クレジットカード決済を導入できるサービス
- ・ロボ・アドバイザー…人工知能による資産運用アドバイス
- ・クラウド会計…金融機関の取引データからの自動仕訳作成
- ・仮想通貨/ブロックチェーン…ビットコインのように暗号技術を基にしたデジタル通貨会計の世界ではFintecといえば金融機関からインターネットを利用して取引データを受信し、これをもとに仕訳ルールの学習機能を利用して仕訳を自動的に計上することができます。

6. 国税関係書類のスキャナー保存

・税法では現行制度上、文書を紙で保存することを原則としています。しかし、電子帳簿保存法という法律によって、文書を電子データ等で保存することも認められています。取引先から受け取った請求書及び自己が作成した請求書との写しについて、書面による保存に代えてスキャン文書による保存ができます。平成29年度からは、スキャナ・スマートフォン等による保存も可能となります。

(金融庁・中小企業庁リーフレット抜粋)

※このように現在、私たちを取り巻く外部環境がおおきく変革している時期です。企業(会社)はこのような変化に対応して利益を出し、会社が存続させていかなければなりません。会計を活用して、自社の現状を把握し、そして見直すことによって経営改善を図り社員とその家族を守っていきましょう。

税理士法人 土屋会計事務所

〒437-0027 静岡県袋井市高尾町7番地の8 石川ビル3階
TEL.0538-43-8021 FAX.0538-43-8202
<http://www.tkcfn.com/tsuchiya-kaikei/>